

和歌山県ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、和歌山県ソフトテニス連盟と称し、日本ソフトテニス連盟和歌山県支部を兼ねる。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、和歌山市木ノ本487-3 代表 花田一弥 宅におく。

(目的)

第3条 この会はソフトテニスによって、県民の健康増進とスポーツ精神を養い、生活の明朗化と相互の信頼を深めることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 ソフトテニスの進行および選手底辺の拡大
- 2 ソフトテニスの指導、援助並びに指導者の育成
- 3 ソフトテニスの各種大会および対抗試合の実施、または協賛
- 4 ソフトテニスに関する調査研究
- 5 ソフトテニスについての優良団体または個人の選定ならびに表彰
- 6 ソフトテニス上域団体および体育協会ならびに他競技団体との連絡協調
- 7 その他、この会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 1 和歌山県内に所在するソフトテニス団体（官公署、会社、工場、学校またはそのOB及び倶楽部を主体とした各支部所属員）
- 2 和歌山県学生ソフトテニス連盟
- 3 和歌山県高体連ソフトテニス部
- 4 和歌山県中体連ソフトテニス部
- 5 別に定める賛助会員を納める個人及び法人

第4章 役員

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 |
| 常務理事 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 前条の役員は、常務理事会または理事会の推薦により総会において選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表して会務を総理するとともに、総会、常務理事会、理

事会の議長となる。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の指名する副会長がその職務を代行する。

第10条 理事長は、会長、副会長を補佐し、この会の会務を執行する。

第11条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、副理事長がその職務を代行する。

第12条 常務理事は、和歌山市理事があたり、常務理事を組織し、緊急議案の審議をする。

第13条 理事は、各地域、学域を代表する支部長等があたり、理事会を組織して、この会の運営にかんする大綱を審議する。

第14条 幹事は、この会の会計を監査する。

第15条 役員の任期は2箇年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 会議

第16条 会議は次のとおりとする。

- 1 通常総会
- 2 臨時総会
- 3 常務理事会
- 4 理事会
- 5 その他会長指名による委員会

(総会)

第17条 通常総会は、会長がこれを招集し、会の行事計画及び予算、決算ならびに規約の改正、役員の選任等需要事項について審議決定する。

この会は、毎年1回、原則として2月に開催するものとする。

臨時総会は、緊急かつ会員の総意を要する事項に関して、会長が必要ありと認めたととき及び理事会が総会の招集を要求したときに開催するものとする。

(その他の会議)

第18条 常務理事会、理事会、各種委員会は必要に応じて会長がこれを招集し、重要かつ専門事項を審議ならびに諮問する。

(顧問、参与)

第19条 総会の決議により顧問及び参与をおくことができる。顧問、参与は会長の求めに応じて、会議に出席し、会の重要事項について助言をあたえ、議事に参画することができる。

(成立表決権)

第20条 会議は、過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の3分2以上の同意を要するものとする。

(代決権)

第21条 会員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人(会員に限る)に委任することができる。

第22条 会長は、簡易な事項または会議を開くいとない急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、会議に代えることができる。

ただし、総会において事後承認を必要とする。

(規約変更)

第23条 この規約は、総会の議決を経なければ改正することができない。

第6章 会計

(費用)

第24条 この会の経費は、次にあげる収入をもってあてる。

1 会費及び賛助会費

2 入会金

3 補助金

4 寄付金

5 その他の収入

会費及び入会金は、支部単位とし、会費は毎年初次に納入するものとする。
会費の決定は、総会において別に定める。

(会計年度)

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第26条 この会に特別会計を設けることができる。

第7章 入会、脱会

(入会)

第27条 新たにこの会に入会せんとするときは、必要書類を提出の上総会の承認を経て、認められる。

(脱会)

第28条 この会を脱会したいときは、脱会届を提出のうえ総会の承認をうるものとする。

第8章 支部

(支部)

第29条 支部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

伊都支部	橋本市、伊都郡
那賀支部	紀の川市、岩出市
和歌山支部	和歌山市
海南支部	海南市、海草郡
有田支部	有田市、有田郡
日高支部	御坊市、日高郡
田辺支部	田辺市、西牟婁郡
新宮支部	新宮市、東牟婁郡
学連支部	県内大学
高体連支部	県内高等学校
中体連支部	県内中学校
小学生委員会	県内小学校

第9章 附則

第30条 この規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て会長が別にこれを定める。

第31条 この規約は、昭和43年4月1日から実施する。

第32条 この規約は、公布の日から施行し、昭和49年度分から適用する。

第33条 この規約は、平成2年度分から適用する。

第34条 この規約は、平成18年度分から適用する。